別表第７（第６条関係）

建築・都市整備関係

４　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第２項の規定に基づく申出があった場合において は、１の建築物について別表第５の14の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					認定申請のとき
	（１）　申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア　一戸建て住宅			5,800円	
		イ　ア以外の建築物	（ア）　住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１万1,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	２万3,800円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	５万2,800円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	９万4,700円	
				当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	11万9,000円	
				当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	14万8,000円	
			（イ）　非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１万1,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	１万9,500円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	３万1,600円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	９万4,300円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	14万9,000円	
				当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	18万8,000円	

					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	23万5,000円
	（２） （１）以外の場合	ア　一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	２万700円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	２万2,200円
			仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	３万100円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	３万3,200円
			標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	４万200円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	４万4,900円
		イ　ア以外の建築物	（ア）　住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	３万8,700円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	６万6,900円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	18万3,000円
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	５万9,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	17万5,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	25万6,000円
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	30万4,000円
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	35万4,000円
				標準計算法による	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満	８万1,000円

				場合	のもの		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13万5,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22万9,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	32万9,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	39万円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	44万9,000円	
			（イ）　非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10万2,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	12万9,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	27万6,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	36万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	43万4,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	50万9,000円	
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26万6,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33万4,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以	61万5,000円	

					上5,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	75万8,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	89万6,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	102万円	
５　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(１)及び(２)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第２項において準用する同法第30条第２項の規定に基づく申出があった場合においては、１の建築物について別表第５の14の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)							変更認定申請のとき
	(１)　申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア　一戸建て住宅				4,100円	
		イ　ア以外の建築物	(ア)　住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１万6,700円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	３万7,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	６万6,500円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	８万3,500円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	10万3,000円	
			(イ)　非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	１万3,800円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	２万2,200円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以	６万6,100円	

					上5,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	10万4,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	13万2,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	16万5,000円	
	（２）（１）以外の場合	ア　一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	１万4,300円	
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	１万5,100円	
			仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	２万1,100円	
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	２万3,300円	
			標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	２万8,300円	
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	３万1,500円	
		イ　ア以外の建築物	（ア）　住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	２万6,800円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	４万6,500円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	８万4,800円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万7,000円	
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	４万2,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	７万500円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万2,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	17万9,000円	

					のもの		
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	21万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	24万8,000円	
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	５万6,800円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	９万4,600円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	23万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	27万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	31万4,000円	
			（イ）　非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	７万1,600円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	９万1,100円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万9,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	25万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	30万4,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	35万7,000円	
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18万6,000円	

					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23万4,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	53万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	62万7,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	71万5,000円	
６　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額						交付申請のとき
	（１）　軽微な変更に該当していることの証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条に規定する軽微な変更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出され	ア　一戸建て住宅				4,100円	
		イ　ア以外の建築物	（ア）　住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	１万6,700円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	３万7,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	６万6,500円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	８万3,500円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	10万3,000円	
			（イ）　非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	１万3,800円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以	２万2,200円	

	た場合				上2,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	６万6,100円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	10万4,000円
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	13万2,000円
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	16万5,000円
	（２）（１）以外の場合	ア　一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	１万4,300円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	１万5,100円
			仕様・計算併用法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	２万1,100円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	２万3,300円
			標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	２万8,300円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	３万1,500円
		イ　ア以外の建築物	（ア）　住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	２万6,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	４万6,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	８万4,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万7,000円
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	４万2,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	７万500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未	12万2,000円

					満のもの		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	17万9,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	21万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	24万8,000円	
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	５万6,800円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	９万4,600円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	23万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	27万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	31万4,000円	
			（イ）　非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	１万3,800円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	２万2,200円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	６万6,100円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	10万4,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	13万2,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メート	16万5,000円	

					ル以上のもの		
			（ウ）（イ）以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	７万1,600円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	９万1,100円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万9,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	25万3,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	30万4,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	35万7,000円	
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18万6,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23万4,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満のもの	53万1,000円	
					当該部分の床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満のもの	62万7,000円	
					当該部分の床面積の合計が２万5,000平方メートル以上のもの	71万5,000円	

備考

１　基準省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有すること

が確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の２の項(２)のイの(ウ)、３の項(２)のイの(ウ)又は６の項(２)のイの(ウ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

２　基準省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、基準省令第10条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の４の項(２)のイの(イ)又は５の項(２)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

３　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の２の項(１)の規定により算出した額とする。

４　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の３の項(１)の規定により算出した額とする。

５　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部

分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

6　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第３条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の１以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算定した額とする。

7　非住宅部分の一部に工場等の用途を含む１の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

8　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

9　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の４の項の規定により算出した額とする。

10　適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

11　適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

12　気候風土適応住宅（基準省令第１条第１項第２号イただし書に規定される地域の気候及び風土に応じた住宅をいう。以下同じ。）の建築基準法第６条第４項及び同法第 18 条第３項に基づく審査の中で行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額は、この表の１の項の場合とみなして算出した額とする。

13　気候風土適応住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の２の項（２）のア若しくはイの（ア）、３の項（２）のア若しくはイの（ア）又は６の項（２）のア若しくはイに掲げる仕様・計算併用法による場合とみなして算出した額とする。

14　複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第４条第１項に規定する用途である場合における当該非住宅部分の、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の２の項（２）のイの（イ）、３の項（２）のイの（イ）又は６の項（２）のイの（イ）に掲げる非住宅部分の用途が工場等のみの場合とみなして算出した額とする。